

## 「時価の算定に関する会計基準」に係る論点のたたき台

### 1. 「時価の算定に関する会計基準」の概要

- ✓ 時価の算定に関する会計基準（以下「時価算定基準」という。）は、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図り、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から開発された。
- ✓ 時価算定基準は、金融商品会計基準における金融商品及び棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産（金地金など）に係る時価に適用される。
- ✓ 時価算定基準は、時価をどのように算定すべきかを定めるものであり、どのような場合に資産、負債又は払込資本を増加させる金融商品を時価で算定すべきかを定めるものではない。
- ✓ 時価算定基準に関連して、金融商品に係る注記を定めた企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2020年3月31日）も併せて改正されており、改正前適用指針における注記事項である「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」に加え、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」が追加された。

### 2. 主な論点

#### 【論点】独立行政法人の会計への反映の検討

- ✓ 独立行政法人の財務報告の目的・機能は、法人の長の説明責任目的と財務報告利用者の意思決定目的に関して有用な情報を提供することである点を踏まえ、財務報告利用者に対して時価情報を提供することに一定の意義があると認められることから、独立行政法人の会計においても、時価算定基準の考え方を取り込む必要があると考えられるのではないか。
- ✓ 時価の算定に複雑な要素のある金融商品を保有する独立行政法人においては、その時価の算定方法について時価算定基準による影響が大きい可能性があるが、限定的であると考えられる。このため、例えばヘッジやデリバティブなどの取引については、独立行政法人における発生可能性が低いことから独立行政法人会計基準に規定が存在せず、これらの取引が発生した場合には企業会計の基準を参考に処理を行うこととされていることを踏まえ、基準及び注解を改訂しないとすることも考えられるのではないか。
- ✓ 1. で記載したとおり、企業会計においては注記が拡充されている。独立行政法人の会計においては、基準及び注解注59で「保有する金融商品については、期末の時価等について注記する」とされている。この点、具体的な注記の内容は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（令和2年6月最終改訂。以下「Q&A」という。）に定められていることから、基準及び注解は改訂せず、必要に応じてQ&Aで検討することが考えられるのではないか。
- ✓ なお、IPSASにおいては時価算定基準に該当する個別の基準は存在せず、「測定」に関するプロジェクトで総括的に検討されているところであるため、今後の検討状況を踏まえた検討を行うことも考えられるのではないか。

以上